

植栽管理業務委託仕様書

1 業務名称

平成27年度 新井郷川浄化センター 植栽管理業務委託

2 業務概要

新井郷川浄化センター及び長戸呂ポンプ場の植栽管理業務を行うものである。

3 契約期間

契約締結の日から平成28年3月31日まで

4 管理部署

公益財団法人新潟県下水道公社新井郷川支所

5 実施場所

新井郷川浄化センター（新潟市北区名目所1丁目167番地）及び
長戸呂ポンプ場（新潟市北区長戸呂字前田）の植栽管理
業務範囲は、添付「配置図」を参照すること。

6 業務仕様

- ①除草は、機械除草、人力除草とする。
- ②機械除草のうち、機械除草Ⅰ総合の範囲は、集草・積込・運搬して新郷川浄化センター場内処分とする。
- ③機械除草のうち、機械除草Ⅰの範囲は、刈り取った草は極力樹木の根本に集草する。
- ④人力除草は、人力除草・集草・積込・運搬して新井郷川浄化センター場内処分とする。
- ⑤除草面積、除草回数、実施月は、別表「管理基準表」を参照すること。

7 提出書類

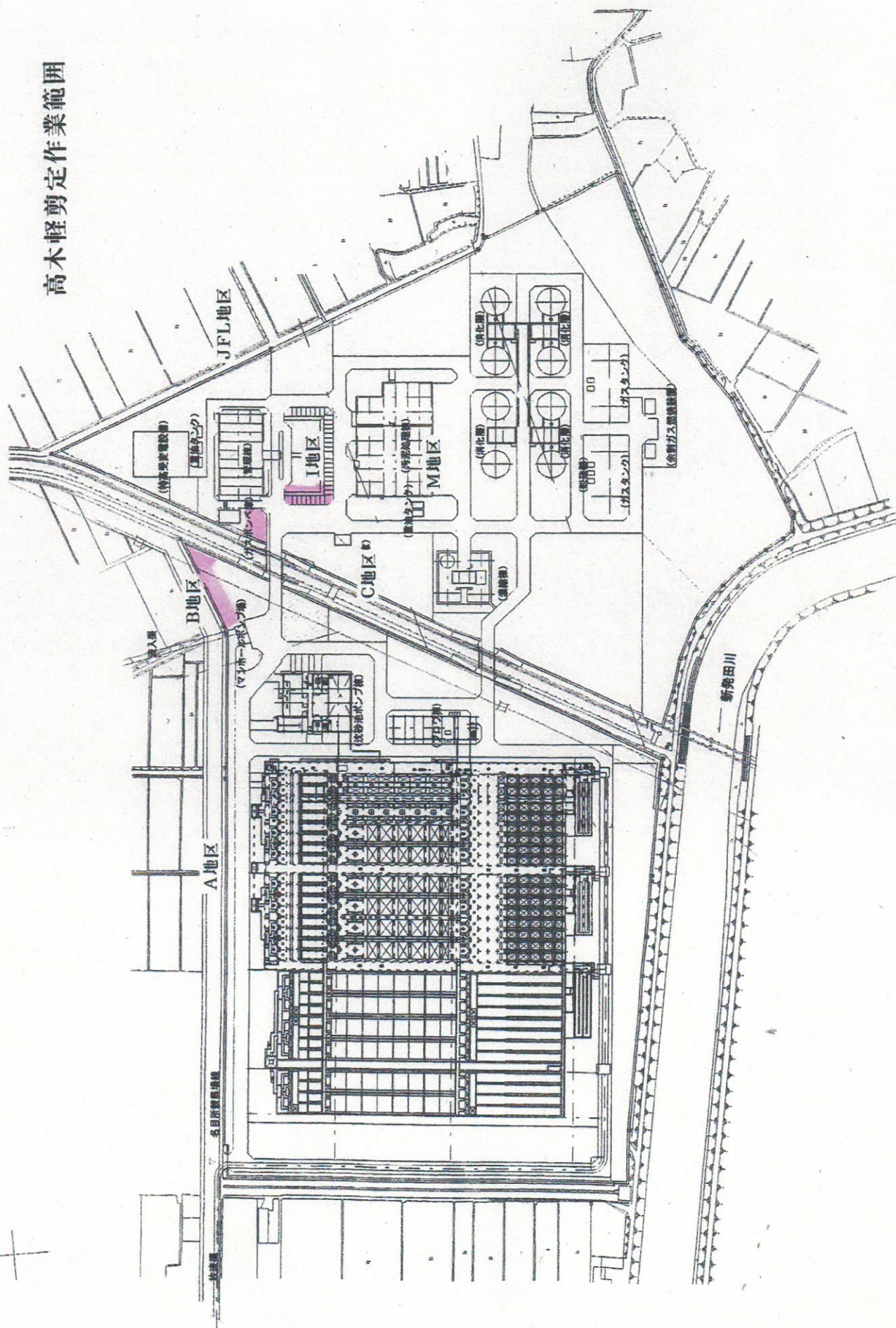
- (1) 着手届 (2) 業務実施計画書 (3) 月別工程表（業務実施月のみ）
(4) 作業日報 (5) 作業写真 (6) 履行届
※作業日報、作業写真、請求書は、作業月ごとに提出のこと

8 業務における注意事項

- (1) 業務は、基本的には開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。開庁日に実施する場合は、事前に書面にて届け出ること。
- (2) 業務実施の際は、管理棟1階中央監視室の入退場記録簿に記載のこと。
- (3) 業務内容及び実施日程については、監督員と事前に協議をして決定すること。
- (4) 作業過程で重大な支障が発見された場合は、速やかに管理職員に報告し、指示を受けること。
- (5) 業務の実施に必要な機材は原則として受託者が負担するものとする。ただし、用水・電力等は無償で供与する。
- (6) 作業にあたっては、安全には充分留意し、安全対策を確実に行うこと。
- (7) 業務について疑義が生じた場合、現場責任者は管理職員と協議すること。

全体平面図 S=1:1000

高木怪剪定作業範囲

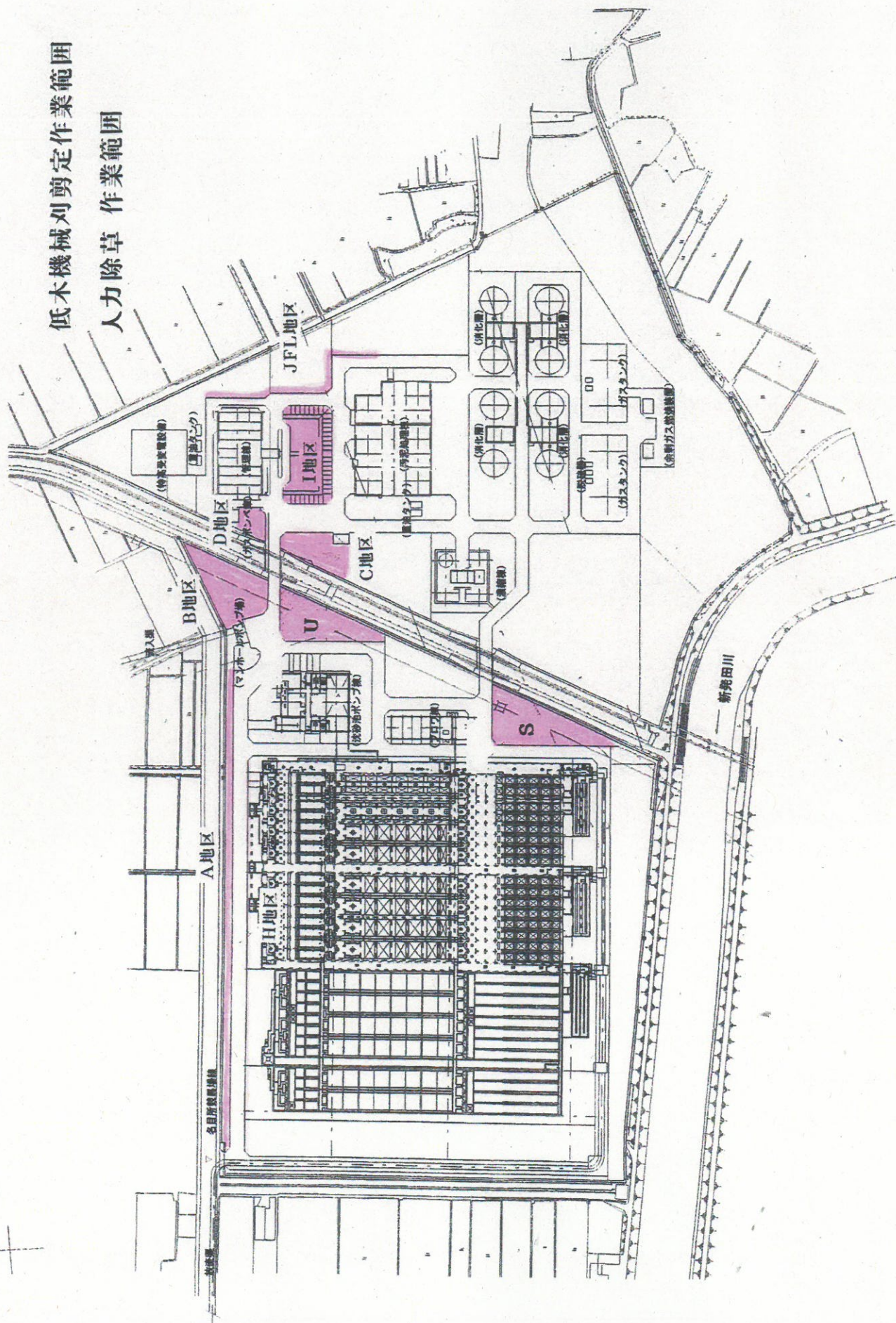




全体平面図 S=1:1000

低木機械刈剪定作業範囲

人力除草 作業範囲





全体平面図 S=1:1000

機械除草(敷きならし)

年 3回



機械除草

年 2回



年 3回



年 3回

